

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和元年10月11日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900081 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900019 号

## 第 1 結論

昭和 40 年 4 月 1 日から昭和 51 年 12 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から昭和 51 年 12 月 1 日まで

22 歳くらいから 26 歳まで、国民年金保険料を父母の分と合わせて三人分を A 町の農協から引き落とししていた。結婚後は月 1 回届く年金のハガキを毎月 B 郵便局へ持って行き、途中からは近くの C 銀行へ持って行き支払ったので、請求期間を国民年金保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間当時、国民年金に初めて加入する際は、加入者に国民年金の記号番号を払い出すこととされていたところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者の国民年金の記号番号（\*）は、昭和 51 年 12 月 21 日に D 市で払い出されており、請求者が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、昭和 38 年 \* 月 \* 日強制加入、昭和 44 年 12 月 21 日喪失、昭和 51 年 12 月 21 日任意加入であることが記載され、オンライン記録と一致している。

前述の払出時において、厚生年金保険の被保険者の配偶者は、国民年金の被保険者から除くとされているため、国民年金の被保険者となるためには、都道府県知事（窓口は市区町村役場又は社会保険事務所（当時））に申し出る必要があり、国民年金の保険料は、申し出た日の属する月の分から納付することとされていたところ、請求期間において、請求者の配偶者は厚生年金保険の被保険者であったが、任意加入の申し出がなされていなかったことから、請求者は、自身が結婚した日であると主張する昭和 44 年 12 月 21 日から昭和 51 年 12 月 21 日までの期間は国民年金に未加入である。

また、前述の払出時において、請求期間のうち、昭和 44 年 11 月分以前の国民年金保険料は時効により納付することができず、当該払出より前に請求者に対し別の記号番号が払い出された形跡はないことから、請求者及び請求者の父親は、請求期間に係る国民年金保険料を納めることができなかったものと考えられる。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたとする複数の金融機関からは、保存年限経過等により納付を確認できる資料の提供は得られない上、請求期間に係る国民年金の加入手続を行ったとする請求者の父親は既に亡くなっているため、具体的な陳述を得ることができない。

このほか、請求者及び請求者の父親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民

年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1900083号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第1900020号

## 第1 結論

昭和50年\*月から昭和51年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年\*月から昭和51年12月まで

私の国民年金加入手続は父が行い、その後の国民年金保険料の納付については、父が私と両親の3人分を税金と一緒に組内の組長に渡して納付していた。

平成14年か平成15年の年金相談の際に、社会保険事務所(当時)の担当者に渡したままで戻してもらっていない年金手帳の記録が、私の年金記録に上書きされていないので、請求期間を国民年金の保険料納付期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間当時、国民年金に初めて加入する際は、加入者に国民年金の記号番号を払い出すこととされていたところ、オンライン記録等によると、請求者の国民年金の記号番号(\*)は、昭和52年6月頃に払い出されたものと推認され、それより前に請求者に対し、別の国民年金の記号番号が払い出された形跡はない。

また、A町の請求者に係る国民年金被保険者名簿においても、請求期間は国民年金に未加入であり、請求者が提出した年金手帳に貼付された国民年金保険料納付記録カードでは、記載がある昭和51年4月から同年12月までの欄は斜線が記載されており、国民年金保険料の納付記録はない。

これらの事情を踏まえると、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納めることができなかったものと考えられる。

さらに、A町、B税務署、行政区部長に対し、請求期間に係る国民年金保険料の領収書等の納付に関する資料、確定申告書を求めたが、資料は得られなかった。

このほか、請求者及び請求者の父親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1900085号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第1900021号

## 第1 結論

昭和58年12月1日から昭和60年1月1日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年12月1日から昭和60年1月1日まで

私は、昭和58年12月にA市からB市へ転入した。請求期間は失業中であり、住民税と共に国民年金保険料を支払っていた。請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間当時、国民年金に初めて加入する際は、加入者に国民年金の記号番号を払い出すこととされていたところ、請求者が所持している年金手帳には厚生年金保険の記号番号が記録されている一方で、国民年金に関する記載がなく、請求期間における国民年金手帳記号番号払出簿等を確認したが、請求者に対し国民年金の記号番号が払い出された形跡はなく、国民年金の被保険者記録はない。

また、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について住民税と共に納付したとするものの具体的な内容は記憶していないとしており、請求期間の国民年金の納付状況等が不明であるうえ、B市は、請求者の請求期間に係る国民年金の加入記録及び保険料の納付記録は確認できない旨回答している。

これらの事情を踏まえると、請求者は請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納めることができなかったものと考えられる。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。